

2021年7月15日

各位

会社名	野村アセットマネジメント株式会社 (管理会社コード 13064)
代表者名	CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖
問い合わせ先	サポートダイヤル 山中 淳 TEL 0120-753104

「NEXT FUNDS R/N ファンダメンタル・インデックス上場投信」の
受益権口数の減少に伴う信託終了および信託終了にかかる
約款変更の可能性に関するお知らせ

当社が設定・運用しております「NEXT FUNDS R/N ファンダメンタル・インデックス上場投信」(以下、当ETFといたします。)(銘柄コード1598)におきまして、受益権口数が減少し、約款に定める償還の条件に該当し、信託の終了および上場廃止の可能性が発生いたしましたことをお知らせいたします。

当ETFは約款において受益権口数が20営業日連続して10万口を下回った場合は、信託契約を解約し、信託を終了させることを定めておりますが、2021年7月15日時点の受益権口数が55,768口となり、10万口を下回ることとなりました。本日以降、2021年8月16日まで継続して受益権口数が10万口を下回ることにより、約款に定める信託契約の解約の事由に該当することとなる場合は、信託終了日(償還日)を2021年9月21日とする約款変更および繰上償還に伴う償還金の支払いを規定する約款変更を行うことを、本日決定いたしました。当該約款変更は2021年9月17日に適用となる予定です。償還金の支払いは信託終了日から40日以内に開始いたします。

当ETFは東京証券取引所において監理銘柄(確認中)へ指定される見込みです。また、信託の終了が決定した場合は整理銘柄に指定される見込みとなっております。この場合、2021年9月16日を東京証券取引所における最終取引日として2021年9月17日に上場廃止となる見込みです。

信託の終了を決定しない限り、連動対象指数である「Russell/Nomura ファンダメンタル・プライム・インデックス(配当除く)」に連動した運用を継続してまいります。信託の終了を決定し、連動対象指数に連動する運用を行えなくなった場合は別途お知らせいたします。また、2021年8月16日までに受益権の口数が10万口以上となった場合は信託の終了および信託終了にかかる約款変更を行いません。

当ETFの受益権口数に関する情報につきましては、以下をご参照ください。

・NEXT FUNDSのウェブサイト：<https://nextfunds.jp/institution/>

[スケジュール (予定)]

本日以降、受益権の口数が 20 営業日連続で 10 万口を下回った場合は、下記のスケジュールとなる予定です。

2021年7月15日(木)	東京証券取引所における監理銘柄(確認中)への指定
2021年8月16日(月)	東京証券取引所における整理銘柄への指定
2021年9月16日(木)	東京証券取引所における最終取引日
2021年9月17日(金)	東京証券取引所における上場廃止日/約款変更適用日
2021年9月21日(火)	信託終了日
2021年10月29日(金)まで	償還金支払開始

当 ETF へのご投資にあたっては、上述の点につき、十分にご留意頂きますようお願い申し上げます。

[ご参考：受益権口数と基準価額の推移]

直近数年間は、受益権口数は横ばいで推移しておりました。2021年7月14日の交換申し込みにより、2021年7月15日時点の受益権口数は55,768口となりました。



期間：2014年3月19日(設定日)～2021年7月14日

[約款の新旧対照表 (案)]

追加型証券投資信託
NEXT FUNDS R/N ファンダメンタル・インデックス上場投信
約款変更の新旧対照表

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(信託期間) 第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第48条第1項、第48条第2項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。</p> <p><u>② 前項本文の規定にかかわらず、第48条第2項に定める受益権の口数が20営業日連続して10万口を下回った場合に該当したことから、この信託の期間は、信託契約締結日から2021年9月21日までとします。</u></p> <p>(信託の計算期間) 第36条 この信託の計算期間は、毎年4月8日から10月7日までおよび10月8日から翌年4月7日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成26年4月7日までとし、最終計算期間の終了日は第4条第2項に定める信託期間の終了日とします。</p> <p>(名義登録と収益分配金および償還金の支払い) 第41条 <略> ②～⑤ <略> <u>⑥ 償還は、信託終了日現在において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（以下「償還時受益者」といいます。）に対して、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。</u> <u>⑦ 償還時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたりの元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。</u> <u>⑧ 償還金は、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または第2項の会員等から支払います。</u></p> <p>(収益分配金および償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第42条 受託者は、<u>収益分配金について</u>支払開始日から5年経過した後に未払残高があるとき、<u>および信託終了による償還金について</u>支払開始日から10年を経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</p>	<p>(信託期間) 第4条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第48条第1項、第48条第2項、第51条第1項、第52条第1項および第54条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。 <新設></p> <p>(信託の計算期間) 第36条 この信託の計算期間は、毎年4月8日から10月7日までおよび10月8日から翌年4月7日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成26年4月7日までとし、最終計算期間の終了日は第4条<u>ただし書</u>の規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。</p> <p>(名義登録と収益分配金の支払い) 第41条 <同左> ②～⑤ <同左> <新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(収益分配金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第42条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、<u>収益分配金の未払残高</u>があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</p>

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金および償還金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第49条 (削除)

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金の時効)

第43条 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託終了時の交換等)

第49条 委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の4営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。

② 前項の交換は、販売会社の営業所において行なうものとします。

③ 第1項により受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の4営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

④ 販売会社は、受益者に第1項による交換を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

⑤ 対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が、第1項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の3営業日前の寄り付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

⑥ 委託者は、信託終了日の3営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

⑦ 第1項および第3項の規定にかかわらず、次の各号の場合には、信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取ることを原則とします。

1. 第1項において、受益者の有する口数から株式の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権

2. 第1項における一定口数に満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）

⑧ 販売会社は、受益者に前項による買取りを

<p>第 50 条 <u>（削除）</u></p> <p>（付表） 1. ～7. <略> <削除></p>	<p><u>行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとしてします。</u></p> <p><u>⑨ 第 1 項の株式の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から行ないます。</u></p> <p><u>⑩ 第 5 項の規定により信託財産が買取った受益権については、第 5 項に定める個別時価総額が確定した日から 3 営業日目に金銭の交付を行ないます。</u></p> <p><u>（交換に係る時効）</u> 第 50 条 <u>受益者が、前条第 1 項の交換について交換開始日から 10 年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。</u></p> <p>（付表） 1. ～7. <同左> 8. <u>信託約款第 49 条第 1 項の別に定める一定口数は、「10 万口」とします。</u></p>
---	--

以 上